

議案第69号

裁判上の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、東京地方裁判所国家賠償請求事件に関し、下記のとおり裁判上の和解をすることについて議決を求める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件事故が発生したことについて遺憾の意を表する。
- (2) 被告は、さいたま市立の各高等学校において、生徒がグラウンドの散水システムを使用してまかれた水に当たって受傷する事故が再発しないように引き続き努める。
- (3) 被告は、原告に対し、本件和解金として400万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告は、原告に対し、(3)の金員を、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

2 事件の概要 平成22年9月22日に市立高等学校の3年生であった原告が、同高等学校のグラウンドで散水システムを使用してまかれた水に当たって右眼を負傷し、その結果、後遺障害が発生したとして損害賠償額の支払いを求めて提訴したもの